

消防情第 181 号
令和 4 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防災情報室長

携帯電話等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の
対応の変更について（通知）

現在地が把握できない要救助者について、当該の要救助者が携帯電話を所持し、かつ携帯電話番号が判明している場合、電気通信事業者は消防本部からの照会を受けて当該の要救助者が持つ携帯電話の位置情報を提供できることとされています。（「携帯電話等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の当面の対応について」の改正について」（平成 26 年 4 月 23 日付け消防情第 176 号。以下、「176 号通知」という。））

このたび、照会可能な電気通信事業者として楽天モバイル株式会社が追加されました。また、各事業者の照会窓口について、119 番回線の接続や通報者位置情報通知などを行うための「確認書等」に基づき「照会書による発信者情報の照会」を行う際の窓口を統一することとなりました。このほか、下記のとおり別紙及び別添の記載を更新しました。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村を管轄する消防本部（指定都市を管轄する消防本部、東京消防庁を除く。）へ本内容について周知をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 176 号通知の別紙及び別添 1～4 に関する変更点について

以下の改正を実施。

- 照会可能な電気通信事業者として楽天モバイル株式会社を追加したこと。また、事業者の社名変更を反映させたこと。
- 各事業者の照会窓口を 119 番回線の接続や通報者位置情報通知などを行うための「確認書等」に基づく「照会書による発信者情報の照会」を行う際の窓口と統一することとし、176 号通知の別添 2 「照会書等送付先」を廃止したこと。
- 176 号通知の別添 2 を廃止したことに伴い、176 号通知の別添 3 を別添 2 に、176 号

通知の別添4を別添3にそれぞれ繰り上げたこと。

- その他、所要の改正を行ったこと。

- 2 176号通知の参考について
改正なし。

総務省消防庁 国民保護・防災部
防災課 防災情報室
担当：中村 宇都 中森 山本 黒田
電話：03-5253-7526
Email：119tec@ml.soumu.go.jp

消防本部から携帯電話等を所持している要救助者の位置情報が把握できない場合の位置情報の照会について

1 照会を行う要件

位置情報の照会を行う場合は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 照会の目的が、要救助者の生命、身体のプロテクトであること。
- (2) 要救助者の生命又は身体に対して重大な危険が切迫していると認められること。
- (3) 要救助者を早期に発見するために当該位置情報(基地局情報又は GPS 情報)を事業者が取得し、係る情報の提供を受けることが不可欠であると認められること。

2 照会手続

要救助者以外の第三者による通報時において、要救助者の位置情報を照会する場合は、(1)又は(2)によること。照会の流れについては、別添1に従い、確認書に基づく発信者情報の照会と同じ照会窓口に対して、電気通信事業者にも違法性阻却事由の有無について判断できるよう、別添2の文書(FAXを含む。)で行うこと。なお、照会に当たっての注意事項を別添3のとおりまとめたので参考とされたい。

- (1) 原則、基地局情報のみの提供を求めること。
- (2) ただし、山間地など基地局カバリエリアの広範な場所に要救助者が位置していることが見込まれ、基地局情報の精度の低下が予想される場合であって、以下の①～③を満たす場合は、GPS情報の提供を求めることができる。この際、GPS情報は、端末の設定状況や周辺環境に影響されることから位置情報の取得が困難であること、また、GPS情報の取得に失敗した場合には、基地局情報のみの提供を指定した場合と比べて、基地局情報の提供を受けるまで最大25分程度の遅延があることを考慮して照会すること。
 - ① 要救助者が所持している端末が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社・沖縄セルラー電話株式会社又は楽天モバイル株式会社の回線であると判明していること。
 - ② 消防本部が照会直前に架電した際、呼び出し音が鳴ること(端末の電源が入っており、サービス圏内であること)。
 - ③ 要救助者が所持している端末が、GPS対応機種である見込みがあること(明白にGPS未対応機種であると確認できないこと)。

3 照会先の電気通信事業者が不明の場合

照会先の電気通信事業者が不明の場合は、電気通信番号指定状況(URL:
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/number_shitei.html)

を参照し、電気通信事業者を特定し、照会すること。

4 留意事項

(1) プライバシー性について

位置情報は、違法性阻却事由がある場合を除き、電気通信事業者が本人の同意なく他人に提供しないものとされている。特に、本通知で行う照会のうち GPS 情報については、電気通信事業者が営業上保有しない情報の新たな取得を依頼するものである。また、位置情報は高いプライバシー性を帯び、人命救助の場面において一定の有効性を持つと考えられる一方で、不正利用や誤って取り扱われた場合には、事後的な回復が困難な被害が生じ得るものであり、取扱いについては慎重を期す必要があることを強く認識し、以下の点に留意されたい。

- ① 前1の照会要件の該当性の判断は厳重を期すること。
- ② 提供された情報の取扱いは、出場先の特定など消防本部内においても最小限に限ること。
- ③ 提供された情報については、各市町村における個人情報保護に関する規程に基づいて適切に管理すること。特に要救助者の家族等救助を求めた者へ情報提供する場合は、要救助者本人の意思を尊重し、プライバシーに十分配慮した対応を行うこと。

(2) 違法性阻却事由の判断について

違法性阻却事由の判断について、参考資料を添付するので、判断の一助とされたい。

(3) 119番通報を行った者の位置情報

119番通報を行った者の位置情報の照会については、前(1)の扱いとは異なる。よって、従前どおり、119番通報に係る位置情報に関する各消防本部と電気通信事業者との確認書等に基づいて照会を行うこと。

5 運用開始日

この通知の運用は、平成26年4月23日から適用する。

※以下、別添及び参考資料については省略